

摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画改定有識者懇談会 傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画改定有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懇談会開催の通知)

第2条 懇談会の開催は、事前に周知するものとする。

2 前項の周知は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 議題
- (2) 傍聴の可否（傍聴できない場合はその理由）
- (3) 開催日時及び場所
- (4) 傍聴定員
- (5) 傍聴手続

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、1回につき5人とする。

(傍聴の手続等)

第4条 傍聴申込の受付は、懇談会の開始時刻の30分前から10分前まで会場において行う。

2 傍聴者の受付は先着順とし、受付開始時点で傍聴者の定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に掲げる事項に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード等を携帯している者
- (3) 前号に掲げる者の外、委員会を妨害、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会の秩序を乱す、又は懇談会を妨害する行為をしないこと
- (2) 会長の許可無く発言しないこと
- (3) 恣意的行為をしないこと

- (4) スマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定し使用しないこと
- (5) 飲食をしないこと
- (6) 写真撮影・ビデオ撮影及び録音をしないこと

(係員の指示)

第7条 傍聴者は係員に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの要領に違反したときは、係員等はこれを制し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月14日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、耐震計画改定を策定した日限り、その効力を失う。